

## 役員及び評議員の報酬等の支給基準

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ふれあいコープ（以下「当法人」という。）の定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、役員及び評議員に対する報酬等の支給基準について定める。

### (定義等)

第2条 この規程において、用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第十五条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第五条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 常勤的に執務する理事とは、役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする役員を言い理事長及び専務理事として執務する理事を言う。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤的に執務する役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益財団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区別されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）及び手数料の経費をいう。報酬等とは明確に区別されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 当法人は、役員及び評議員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

### (評議員に対する報酬)

第4条 評議員の報酬は、その職務遂行の対価として年 30,000 円を支給することができる。

### (理事に対する報酬等)

第5条 理事の報酬は、職務遂行の対価として評議員会で定めた総額の範囲で次の報酬を支給することができる。

- (1) 常勤的に執務する理事に対する報酬は、理事会の承認を得て「別表一常勤的に執務する理事の俸給表」により、各理事それぞれに決めた報酬額を、評議員会の決議を経て支払うことができる。
- (2) 非常勤理事の報酬は、その職務遂行の対価として、年 50,000 円を支給することができる。

### (監事に対する報酬)

第6条 監事の報酬は、その職務遂行の対価として、年 50,000 円を支給することができる。

### (役員及び評議員の会議出席等の費用弁済)

第7条 理事、監事及び評議員が理事会、監事会及び評議員会に出席したとき、又は法人の会議・行事等に出席したときは、役員報酬とは別に、次により交通費の実費弁済を支給することが

できる。

- 2 役員及び評議員が1日に複数の業務に従事する場合には、費用弁償を重複して支給しない。
- 3 費用弁済は、会議出席の都度、支払うこととする。

(出張旅費)

第8条 役員及び評議員が、法人の業務のため出張する場合は、旅費、宿泊費等の実費を支給することができる。

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は原則として、出張終了後に支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(報酬等の支給日及び支給方法)

第9条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(支給基準の改正)

第10条 この支給基準の変更は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、2017年5月 日から施行する。

別表 常勤的に執務する理事の俸給表

常勤的に執務する役員俸給表

(号俸)	(金額)
1号俸	6,800,000
2号俸	7,000,000
3号俸	7,200,000
4号俸	7,400,000
5号俸	7,600,000
6号俸	7,800,000
7号俸	8,000,000
8号俸	8,200,000
9号俸	8,400,000
10号俸	8,600,000
11号俸	8,800,000
12号俸	9,000,000
13号俸	9,200,000
14号俸	9,400,000
15号俸	9,600,000
16号俸	9,800,000
17号俸	10,000,000
18号俸	10,200,000
19号俸	10,400,000
20号俸	10,600,000
21号俸	10,800,000
22号俸	11,000,000